

農水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 令和4年度 第2四半期（7月～9月）

2 検査計画概要

分 類	品目 数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	6	原則隔週 1 回	7	5 市
果実類	2	原則隔週 1 回	4	4 市町
きのこ・山菜類	3	週 2 回	22	9 市
野生鳥獣肉	2	【イノシシ肉】 処理加工施設で処理 される全頭を検査	約 300	8 市町
		【シカ肉】 処理加工施設ごとに 四半期に 1 検体以上	13	8 市町
穀類	1	原則隔週 1 回	10	10 市
水産物	30	週 30 検体	360	—
その他（茶）	0	原則隔週 1 回	0	—
小 計	44	—	約 716	
市場に流通している食品				
生鮮品または加工品	4	週 10 検体	120	/
計	48		約 836	

令和4年度 農産物(野菜類・果実類・穀類・茶)の放射性物質検査計画

(第2四半期:7~9月)

令和4年6月2日

安全農業推進課

1 目的

令和4年3月30日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(ガイドライン)では、本県産の農産物(野菜類、果実類、穀類、茶)は検査指定品目ではないが、自主的な検査としてガイドラインに則した方法により、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、放射性物質検査を実施する。

2 検査品目、検査対象市町村及び検体数

別添検査計画表のとおり

9品目・21点(6点/7月、11点/8月、4点/9月)

3 検査結果に基づく措置

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村等に対して、生産農家に出荷自粛を要請するよう依頼する。

市町村等は、関係団体等と連携し当該品目の出荷が行われないよう生産者及び生産者団体等に予め周知を図るよう依頼する。

4 サンプルング及び搬入スケジュール(変更の可能性あり)

(1) スケジュール

(搬入の前週) 月曜日	市町村：翌週の検査品目の試料概要書(別添)の提出 (関係農業事務所を通じて安全農業推進課へ提出)
(搬入する週) 月曜日 (農林総研の場合、火曜日でも可) ※水曜日午前中に搬入すること	農業事務所・市町村等：サンプルング 農業事務所：指定場所・時間までに検査機関に搬入 (依頼表を添付し送付) 安全農業推進課へサンプルリストの提出
水曜日	検査機関：分析実施(国検査、県検査)
木曜日	検査結果の判明(検査機関の都合により変更の場合あり) 安全農業推進課：公表(予定)17:00~19:00

※ 安全農業推進課は、搬入の前週水曜日に農水省等へ要望書を送付する。また、搬入する週の火曜日に農水省へ依頼表を送付する。

※ 市町村は、当初の検査計画に変更が生じた場合、速やかに関係農業事務所へ報告する。農業事務所は安全農業推進課へ報告し検査の日程等の調整を図る。

(2) サンプルング方法

「食品（農産物等）の採取・送付手順（マニュアル）Ver4」

(3) 役割分担

- ① 検査機関の確保及び調整・・・・・・・・・・・・・・・・安全農業推進課
- ② 検体の採取地点（農家）等の選定・採取の立会い・・・・・・・・市町村
- ※ 検体採取地点の選定にあたっては、農業事務所及び農業協同組合等と連携して選定する。
- ③ 検体のサンプルング・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所
- ④ 検査機関への検体搬入・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所

令和4年度 農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の放射性物質検査計画表（7月～9月）

令和4年6月2日

- ・搬入月日は検査機関の状況等により変更する可能性があります。
- ・生育状況等により搬入日の変更が生じる場合は、速やかに農業事務所に連絡の上、変更対応します。

搬入月日 (採取日は原則 搬入日前々日)		地域	市町村		品目	予定 検体数	備考
7月13日	(水)	印旛	14	成田市	サツマイモ	1	日本環境科学(株)
7月13日	(水)	印旛	19	白井市	ナシ	1	日本環境科学(株)
7月13日	(水)	長生	37	一宮町	ナシ	1	日本環境科学(株)
合計						3	
7月20日	(水)	夷隅	44	いすみ市	米	1	農林総合研究センター
合計						1	
7月27日	(水)	東葛飾	5	市川市	ナシ	1	日本環境科学(株)
7月27日	(水)	香取	23	香取市	サツマイモ	1	日本環境科学(株)
合計						2	
8月17日	(水)	印旛	14	成田市	米	1	農林総合研究センター
8月17日	(水)	海匝	29	匝瑳市	米	1	農林総合研究センター
8月17日	(水)	山武	31	山武市	米	1	農林総合研究センター
8月17日	(水)	長生	36	茂原市	米	1	農林総合研究センター
合計						4	
8月24日	(水)	千葉	3	市原市	米	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	東葛飾	9	柏市	米	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	印旛	17	八街市	トマト	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	印旛	17	八街市	落花生	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	香取	23	香取市	米	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	安房	47	館山市	米	1	農林総合研究センター
8月24日	(水)	君津	52	君津市	米	1	農林総合研究センター
合計						7	
9月7日	(水)	印旛	18	印西市	クリ	1	農林総合研究センター
合計						1	
9月28日	(水)	東葛飾	8	野田市	ハウレンソウ	1	農林総合研究センター
9月28日	(水)	印旛	17	八街市	ショウガ	1	農林総合研究センター
9月28日	(水)	君津	54	袖ヶ浦市	サトイモ	1	農林総合研究センター
合計						3	

合計

21

令和4年度 主要林産物の放射性物質検査計画（第2四半期）

1 目的

「令和4年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象及び検体数

- (1) モニタリング検査 3品目、16検体（別紙、参照）
 (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査 1品目、6検体（別紙、参照）

3 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4 サンプルング及び搬入スケジュール（変更の場合あり）

(1) スケジュール

検体送付日(月・水) 休日の場合は 翌日	品目及び検体数の連絡(15時まで) 市町村(検体送付票 別紙様式)→林業事務所・支所→森林課 →(※1 林野庁→)検査機関 検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着)) 林業事務所・支所→検査機関
発送日翌日(火・木) ただし検査日は翌日 以降の場合がある	検査結果 検査機関→(※1 林野庁→)森林課→林業事務所・支所→市町村 ↳ 衛生指導課→厚生労働省

※1：林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2：たけのこ1本検査を除く

(2) サンプルング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver4」のとおり

(3) 役割分担

- ア 検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
 イ 検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・市町村
 ウ 検体採取、検体送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所

第2四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目		検査市町村及び検体数
野生のきのこ類・山菜類	たけのこ 計 1 検体	(北部林業事務所印旛支所管内) 小計 1 検体 出荷制限・出荷自粛解除済の市町村 船橋市 1 検体 (定期的検査 1)
原木きのこ類	原木しいたけ (露地栽培) 計 4 検体	(中部林業事務所管内) 小計 2 検体 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) 富津市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) (南部林業事務所管内) 小計 2 検体 その他の市町村 鴨川市 1 検体 (出荷前検査 1) 南房総市 1 検体 (出荷前検査 1)
	原木しいたけ (施設栽培) 計 11 検体	(北部林業事務所管内) 小計 1 検体 その他の市町村 東金市 1 検体 (北部林業事務所印旛支所管内) 小計 4 検体 その他の市町村 千葉市、船橋市、柏市、成田市 各 1 検体 (中部林業事務所管内) 小計 6 検体 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3) 富津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3)
合計		16 検体

※「令和4年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」で検査計画数の記載がない市町村でも、新たに出荷を希望する生産者を把握した場合は、同計画に関わらず、検査を行う。

2 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

品目		検査市町村及び検体数
原木きのこ類	原木しいたけ (施設栽培) 計 6 検体	(中部林業事務所管内) 小計 6 検体 君津市 6 検体
合計		6 検体

千葉県における令和4年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第2四半期）

令和4年6月30日
農地・農村振興課

1 目的

令和4年3月30日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) イノシシ肉

① 検査対象施設 13施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市2施設、君津市3施設、木更津市1施設、茂原市1施設、いすみ市1施設、館山市3施設)

② 検査頻度及び検体数 平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査

(2) シカ肉

① 検査対象施設 13施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市2施設、君津市3施設、木更津市1施設、茂原市1施設、いすみ市1施設、館山市3施設)

② 検査頻度及び検体数 検査対象施設合計で13検体

3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等

施設所在地	主な捕獲地	検査対象品目：検体数	
大多喜町	大多喜町・市原市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
勝浦市	勝浦市・いすみ市・鋸南町	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
鴨川市 (天津)	鴨川市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
鴨川市 (南小町)	鴨川市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
君津市 (宿原)	君津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
君津市 (奥米)	君津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
君津市 (清和市場)	君津市、鴨川市、南房総市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
木更津市	木更津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
茂原市	茂原市、富津市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
いすみ市	いすみ市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
館山市 (見物)	館山市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
館山市 (西長田)	館山市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭
館山市 (伊戸)	館山市	イノシシ肉：全頭	シカ肉：0～1頭

○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類						
		中層	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類						
		底層	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、 ホウボウ類、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、 ホウボウ類、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、 ホウボウ類、キンメダイ						
		貝類	アサリ、ハマグリ、バカガイ ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、サザエ ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ						
		その他	ツノマタ、テングサ	イセエビ、ナガマタ	スルメイカ						
内水面		手賀沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ						
		印旛沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ						
		与田浦	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ						
		利根川	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ モクズガニ						
		江戸川	ウナギ、コイ、ギンブナ	—	—						
		養老川	—	—	ワカサギ						
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分		30	30	30						
	委託事業測定分		30	30	30						
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分		120	120	120						
	委託事業測定分		120	120	120						